

**「6次化商品・地産品PR活動事業」企画・運營業務委託
企画提案競技審査会実施要領**

第1 目的

この要領は、「6次化商品・地産品PR活動事業」企画・運營業務の委託候補者を選定するため、企画提案競技審査会における審査方法等を定める。

第2 審査員

企画提案競技実施要領第10に基づき審査会を設置し、その審査員は次のとおりとする。

審査員長	農林水産部	農業経済課	課長
審査員	農林水産部	園芸振興課	課長
審査員	農林水産部	畜産振興課	課長
審査員	生活環境部	県民生活課	課長
審査員	生活環境部	温暖化対策課	課長

第3 審査方法

審査員は、企画提案書及びプレゼンテーションの内容に対し、評価項目及び評価基準に基づき、企画提案者を採点する。

第4 評価項目及び評価基準等

- 1 評価項目 別表1のとおり
- 2 評価基準 別表2のとおり

第5 委託候補者選定方法

- 1 別紙審査票により、5段階評価で評価する。

※ただし、評価項目「IV 賃金水準の向上・女性の活躍推進に関する取組」については、上記評価方法によらず、条件を満たした項目について評価基準どおりの得点を与えるものとする。

- 2 全ての企画提案者のプレゼンテーション、ヒアリング終了後、事務局が審査票を回収し、提案者ごとに得点を集計する（最大500点）。
- 3 審査員は、最高得点者を委託候補者として選定する。
- 4 最高得点者が複数となった場合は、審査員の協議により委託候補者を選定する。
- 5 標準点（合計300点）に達しない企画提案者は、委託候補者とししない。
- 6 提案が1者だった場合は、点数が標準点以上の場合、委託候補者として選定する。

第6 審査会の庶務

審査会の庶務は、農林水産部農業経済課調整・六次産業化チームが行う。

第7 その他

この要領に定める事項の他、審査会の運営に関し必要な事項は、審査員長が別に定める。

附則 この要領は、令和7年5月13日から施行する。

別表 1 評価項目、配点、係数

評価項目		評価 (5段階評価)	係数	評価点 (係数×評価)
Ⅰ 提案内容に関する事項				
①	提案内容は、仕様書と照らして的確か。 (提案内容の的確性)	1・2・3・4・5	4	20
②	提案内容は、独創性かつ創意工夫のある内容か (提案内容の独創性・創意工夫の優位性)	1・2・3・4・5	4	20
③	提案内容は、具体的かつ実現可能な内容か (提案内容の具体性・実現可能性)	1・2・3・4・5	3	15
④	提案内容に、本業務の意義が関係者に伝わる工夫が盛り込まれているか (県民等に対するアピール度)	1・2・3・4・5	4	20
Ⅱ 実施体制に関する事項				
⑤	過去に同様の企画運営を行った実績を有しており、本業務への適応性があるか (業務への適応性)	1・2・3・4・5	1	5
⑥	責任者、役割分担、作業場所等が具体的に示され、本業務を確実に履行すると認められるか (業務の確実性)	1・2・3・4・5	1	5
Ⅲ コストの優位性				
⑦	他の提案者と比較したコストの優位性 (コストの優位性)	1・2・3・4・5	1	5
Ⅳ 賃金水準の向上・女性の活躍推進に関する取組【事務局による算出】				
⑧	賃金水準の向上の取組に関する加点措置			最大5
⑨	女性の活躍推進の取組に関する加点措置			最大5
【算出方法】 評定値×係数＝審査員の得点 各審査員得点の合計＝提案者の総得点		100		

※満点 500点（配点合計×審査員数）

※標準点300点（配点の6割×審査員数）

別表 2 評定値、判断基準

評価	判断基準
1	劣っている
2	やや劣っている
3	標準（要求を最低限満たしている）
4	やや優れている
5	優れている

【事務局による算出】

評価項目	設定区分			配点	
	大区分	小区分			
賃金水準の向上	役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率	1. 50%以上		3	最大 5
		2. 00%以上		4	
		3. 00%以上		5	
	「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表			0. 5	
女性の活躍推進	一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100人以下の企業	女活法 ※3	各 0. 25	最大 0. 5
			次世代法 ※3		
	えるぼしチャレンジ企業認定 ※1			1	最大 3
	法令に基づく認定	女活法 ※2	えるぼし	1. 5	
			プラチナえるぼし	2	
		次世代法 ※2	くるみん	1. 5	
			プラチナくるみん	2	
	若者雇用促進法 ※2	ユースエール	0. 5		
	秋田県知事表彰の受賞	女性活躍・両立支援企業表彰 ※3		各 0. 5	最大 1
		女性の活躍推進企業表彰 ※3			
子ども・子育て支援知事表彰 ※3					
男女共同参画社会づくり表彰					

注1 評価項目「賃金水準の向上」の平均給与額の対前年増加率については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとする。

注2 評価項目「女性の活躍推進」の一般事業主行動計画の策定・届出及び秋田県知事表彰の受賞については、該当する小区分ごとに配点を行うものとする。また、法令に基づく認定のうち女活法については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとし、次世代法についても同様とする。

注3 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点（一部に最大配点の調整あり。各評価項目最大5点、合計10点）により配点を行うものとする。

注4 共同企業体制度（JV）又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を行う場合は、「賃金水準の向上」と「女性の活躍推進」の各評価項目において、個々の参加企業の配点を合計し、当該参加企業の総数で除した点数（小数点以下第3位を四捨五入）により配点を行う。

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月に創設した本県独自の認定制度で、女活法のえるぼし認定基準に掲げる女性の採用や女性の管理職比率等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの認定取得を目指した実施計画を有する企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとする。

※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）

※3 「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和7年度から「女性活躍・両立支援企業表彰」として実施する。